

差 押 債 権 目 録

金 ← ※請求債権額を超えることはできません。

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして頭書金額に満つるまで。

記

- 1 俸給，扶養手当，調整手当及び超過勤務手当のうち，所得税，住民税，共済組合掛金を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）。
- 2 期末手当，勤勉手当（その外の賞与の性質を有するものを含む。）のうち，1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 3 1及び2により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。